

議案第72号

大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年5月18日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市市税条例の一部を改正する条例

第1条 大津市市税条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「又は第56条第10項若しくは第13項」を「、第56条第10項若しくは第13項、第61条又は第62条」に、「まで若しくは」を「まで、」に、「第13項」を「第13項、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第21条第1項中「又は第56条第10項若しくは第13項」を「、第56条第10項若しくは第13項又は第61条」に、「、第15条の2、第15条の3若しくは」を「から第15条の3まで、」に、「第13項」を「第13項若しくは第61条」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第25条 第9条第8項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 大津市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「第61条」を「第63条」に、「第62条」を「第64条」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第21条第1項中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 26 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 39 条の 7 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 27 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議案第73号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年5月18日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第23条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限後に提出することができる。

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 前項の傷病手当金（以下「傷病手当金」という。）の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未

満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級(同条第2項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の標準報酬月額等級の最高等級)の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。以下この項において「上限額」という。)を超えるときは、当該上限額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。  
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第5条から第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

議案第74号

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年5月18日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 広域連合条例附則第7条に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附則第3条中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「当該年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

附 則

- 1 この条例中第2条の改正規定は公布の日から、附則第3条の改正規定は令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第3条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。